

重点施策	主な施策	具体的内容	進捗状況	今後の方針
1) 市民・事業者・行政による協働推進体制の整備	①ごみ排出に関わる地域のコミュニティ・ネットワークの整備・拡充	市民・事業者・行政の三者によるごみ減量協議会を足掛かりに、全市が一体となって取り組みを起こせるような排出者ネットワークを集団回収団体、各市民団体、事業者団体等とも連携し、拡充する。また、このネットワークを活用し、ごみ減量キャンペーンなど市民を巻き込んだ取り組みを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年に発足したごみ減量協議会のごみ減量への提言を行い、市とともに取り組み成果を上げてきた。平成23年度からの第4期以降は、その進捗状況を点検している。 商店会と連携したレジ袋削減、スーパー各社とのレジ袋削減協定(22年度)やレジ袋削減コンビニ協力店(25年度)は誕生したものの全市が一体となった排出者ネットワークにまでは至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量が進まない分野が未達成であり、市民・事業者・行政の連携には、ごみ減量協議会という形をとるのか含めて検討が必要。
	②市民団体の活動支援	行政の調整により、ごみ減量・資源化に関する活動を行っている様々な市民活動団体の団体間連携や市民の団体参加の促進に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 環境フェスタへの参加・出展による団体間交流の場を提供している。 集団回収団体への借上げバスの提供は補助金と合わせ二重の便宜供与となるため24年度をもって廃止した。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境フェスタへの参加・出展による団体間交流の場を提供していく。 市民団体への補助金は見直しをする必要がある。
	③市の事業者としての率先的取り組み	市内事業所の模範となるべく、市公共施設における生ごみ処理、庁舎内におけるごみ分別資源化指導等、資源化と発生抑制及び庁舎建物の省エネ等に積極的に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 市公共施設の生ごみ処理機は東日本大震災による電力事情の変化等で廃止。 庁舎内におけるごみの分別資源化指導 年2回実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市内事業所の模範となるべく、庁舎内におけるごみ分別資源化指導によるエコパートナー水準の維持等、資源化と発生抑制及び庁舎建物の省エネ等に積極的に取り組む。
2) ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制の推進	①家庭ごみ有料化後の対応	家庭ごみを有料化しても、なお多摩地域の平均を大きく上回っているため「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」等の啓発活動や一般廃棄物会計基準によるごみ処理コストの多摩地域の各市町村との比較状況の公表等によりごみ減量の動機づけとなるよう啓発する。有料化・戸別収集の導入による不適正処理や不法投棄の防止に努める。資源物の有料化等、経済的インセンティブによるごみ減量を検討する他、有料化の目的や効果などについて点検・評価を行い制度の見直しを継続的に行う。	<ul style="list-style-type: none"> 「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」は平成21年度に達成。現在は「セカンドステージ、ごみチャレンジ600グラム」で啓発活動展開中。 一般廃棄物会計基準によるごみコストについては現状では比較材料がないため、公表はしていない。ごみ処理経費等は事業概要、ホームページ等で公開している。 不法投棄については、集合住宅のごみ置き場が不法投棄場所として狙われたため、そのような場所を重点的にパトロールした。実際には集積所が解消されたことにより、ごみをめぐるトラブルが減少した。不法投棄件数 390件(H16年度)→150件(H17年度) ※H25年度118件 	<ul style="list-style-type: none"> 資源物の有料化等、経済的インセンティブによるごみ減量の検討は今後の課題と考えられ、有料化の目的・効果についての点検・評価とともに継続的に行う。
	②事業者へのごみ減量・資源化指導	多量排出事業者(月間排出量10t以上)への減量・資源化の指導強化するとともに、準多量排出事業者(月間排出量300kg～10t未満)の分別資源化を促す仕組みづくりを検討、分別資源化優良事業者認定・表彰制度との連携等による支援を実施する。製造・流通事業者への自主回収を促すほか簡易包装化や賞味期限切れによる廃棄物の発生抑制等について国や都へ働きかける。事業系一般廃棄物処理手数料の改定について、検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年6月より、準多量排出事業者への排出確認調査・減量資源化指導開始 小規模事業者(1日平均10kg以下のごみ排出事業者)の開封調査を平成21年度より開始。適正排出率44.0%(平成21年度)→81.2%(平成25年度)に向上。 平成25年4月、事業系一般廃棄物処理手数料を改定し(20円/kg → 40円/kg)、事業系持込みごみが平成24年度比で27.7%、平成13年度比で57.5%減量。 H20. 2月より ごみ減量資源化推進事業者(ECOパートナー)認定表彰開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者の増加に伴い(平成26年度/40箇所⇒43箇所)、引き続き、現在の高レベルの減量資源化指導を維持する。 減量資源化優良事業者の認定及び表彰(エコパートナー制度)は、表彰基準を見直し、事業者に資源化を動機付ける制度として新たな形で継続していく。 手数料改定に伴い、行政収集へ移行する小規模事業者への指導を強化し、適正排出率の維持向上を図る。

		③不燃ごみ・資源物の収集頻度の適正化	ごみの収集頻度の適正化に努める。不燃ごみ・資源物については収集頻度を見直す方向で検討・実施する。	・不燃ごみの収集については、平成21年度より、週1回の収集を月2回に減じた。	・今後も不燃ごみ・資源物に限らず、ごみの収集方法・頻度についてはごみ量の推移を見ながら検討する。
		④マイバッグ運動・レジ袋削減の推進	市は、関係団体との連携・協力によりマイバッグ運動の市民に対する普及・啓発活動を行うとともにレジ袋削減の仕組みづくりなど事業者が単独では取り組みにくい施策について、制度面からの導入について検討する。	・スーパー各社とのレジ袋削減協定(22年度)やレジ袋削減コンビニ協力店(25年度)が誕生した。 ・スーパーでのレジ袋削減は有料化、円引き、ポイント制で削減率がはっきり分かれており、削減率の報告とキャンペーン実施と事業者負担の少ない協定に変更し26年4月から延長した。	・今後は市民に対する啓発を強化するとともに、引き続き事業者負担の少ない削減方法を事業者とともに研究する。
		⑤広域連携の検討(多摩地域全体での取り組み検討)	人口の入れ替わりが多く、啓発が浸透・定着しにくいことなど、市単独で解決し難い課題について、近隣地域との連携による分別区分・資源化方法の統一などを検討する。	・平成22、23年度において、府中・調布の2市と生ごみ資源化施設の共同研究を行ったが、収集コスト増等が明らかであったため実現にいたらなかった。	・小型家電リサイクル事業における認定事業者の家電製品引取りについて、広域連携によるコスト減を検討する。
3)	排出者責任の明確化	①排出者責任の明確化(ごみ発生量の減量の徹底)	ごみ排出者としての市民・事業者の責任を明確化させ発生・排出抑制に対する意識を向上させる施策を行う。また、事業者・国へ拡大生産者責任の徹底について働きかけを行う。市民、事業者がごみや資源物を減らす自主的な取り組みが行われるよう広く呼びかけるとともに必要となる支援や仕組みづくりについて可能な限り検討・実施する。	・東京都市長会や(公益社団法人)全国都市清掃会議等を通して拡大生産者責任の拡充について要望を行っている。	・拡大生産者責任の徹底については、今後も機会あるごとに要望を行っていく。
4)	資源物回収・資源化処理の推進及び適正化	①容器包装リサイクルの役割分担・費用負担割合の適正化	事業者と市町村の役割分担・費用負担について、抜本的な見直しが必要とされる容器包装リサイクル制度の法制度の見直しについて、都や多摩地域の自治体と連携して国等へ働きかける。	・東京都市長会や(公益社団法人)全国都市清掃会議等を通して拡大生産者責任の拡充について要望を行っている。	・容器包装リサイクル制度の法制度の見直しについては、今後も機会あるごとに要望を行っていく。
		②集団回収団体の拡充・連携強化	既存および、新規に整備される集合住宅を対象に、集団回収を促進させるとともに、集団回収団体間における連携強化を行う。	・集団回収団体の拡充(H20 161団体 → H25 187団体) ・集団回収団体への借上げバスの提供は補助金と合わせ二重の便宜供与となるため、24年度をもって廃止した。	・集団回収団体は地域活動型と集合住宅型があり、集合住宅型の団体は必ずしもごみ減量資源化への関心が高まる、地域共同社会再生になっておらず補助金のあり方を見直す必要がある。
		③拠点回収の見直し	牛乳パック及び廃食用油について、拠点回収の実施継続について検討を行うとともに自主回収の拡充について事業者への働きかけを強化する。	・牛乳パック21カ所、家庭廃食用油5カ所で実施している。 ・事業系の回収をしないことで事業者の自主回収へと促している。 ・市報、ホームページによりスーパー等の店頭回収の利用を広報してきた。	・いずれもコミュニティセンターの協力のもとに行われ、廃食用油は24年度から回収業者への売渡に変更したこともあり継続実施する。
		④埋立処分量ゼロの維持・最終処分場の有効利用	エコセメント化に伴う環境負荷やコストの低減のために、焼却残さを減量し埋立処分量ゼロを維持し続ける。	・現在、焼却残さは全量エコセメント化しており、最終処分場での埋立は行っていない。	・引き続き焼却残さを減量し、埋立処分量ゼロを維持し続ける。
		⑤エコセメント事業への支援	エコセメント事業推進を支援するため、市の公共事業においてエコセメントを率先して使用する。	・市の公共事業にエコセメントを積極的に使用しており、平成23(146t)、24(129t)年度の年間使用量はともに組合構成26団体中ベスト3にあたる。	・今後についても、市の公共事業においてエコセメントを率先して使用する。
5)	効果的な啓発活動の推進	①次世代への環境教育の継続・拡充	次世代を担う若年層に対する環境教育を継続・拡充するとともに、親子で参加できるような事業も拡充する。	・高校生ごみミーティング、夏休みお店探検隊はその実施効果から、親子ごみ探検隊は夏休みごみ探検隊との類似性から24年度をもって事業を終了した。 ・学校教育で使用できる「ごみ分別クイズ」「生ごみから野菜を作ろう」を開発しゲストティーチャーとして使われている。	・引き続き若年層や親子参加型の啓発事業の開発・実施に努める。

		②単身世帯・若年層等移動の多い世帯への啓発	単身世帯・若年層等移動の多い世帯への啓発を浸透させるため住民登録時の啓発・指導の他不動産事業者等との連携による啓発・指導を検討・実施する。	・転入届の際に「ごみ便利帳」の配布を行うとともに転出入の多い3月末には市役所1階で「ごみ分別案内所」を開設した。	・25年度の「ごみ実態調査」では紙媒体で情報をえるが86%となっているが、今後の手段として30歳未満では48%が「携帯版サイト(アプリ)を作る」と回答しており、アプリ開発を手掛ける。
		③普及・啓発施設の検討	市のごみ処理の現状や課題・目標等について市民に広く、わかりやすく情報を提供するとともに、ごみに関する市民団体の活動拠点や団体相互の連携・協力による情報発信基地の場となる施設の整備を検討する。	・新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画において、普及啓発活動・情報発信機能として、現施設の事務所棟、プラットホームを残し再利用する施設を整備する。具体的な機能、運営等について検討していく。	・普及啓発活動・情報発信機能施設はH31年度開館予定。
6)	ごみ処理・資源化経費の抑制	①ごみ処理資源化経費の経済性向上	国のガイドラインである一般廃棄物会計基準に沿ってごみ処理経費の見直しを行うとともに、資源化については処理品目、処理方法ごとに費用対効果の低いものについて回収方法の見直しを検討する。	・一般廃棄物会計基準については試算は行ったが、他市のデータで比較ができないので、試算にとどめている。	・多摩地域の各自治体において一般廃棄物会計基準による計算が一般的になるならば、ごみ減量の動機付けとすべくごみ処理費用の比較・公表等を検討する。資源化の有効性については、広域連携も含めて検討する。
		②情報提供の推進	ごみの発生抑制・排出抑制の動機付けを図るためにごみ処理経費や処理にかかる環境負荷等の必要な情報をわかりやすく提供する。また、地産地消の仕組みづくりを進める。また、生ごみ堆肥を農園に提供し、その作物を市内で消費する地域内循環の仕組みづくりについても検討する。	・ごみ処理経費環境負荷等については、ごみ減量情報紙「ごみニュース」などを通じて適宜情報提供している。 ・サンヴァリエ桜堤の生ごみ処理機は、家庭ごみ有料化後の負担の公平性、管理経費、電力使用の問題、市内に農家が少なく、などの状況を勘案し、25年度で終了。	・環境負荷等の必要な情報は「ごみニュース」の活用、市報・ホームページ等への掲載により引き続き提供を進める。
7)	環境負荷が少ない安全で効率性の高い中間処理施設の整備	①中間処理施設の更新(武蔵野クリーンセンター敷地の継続使用の検討、環境負荷の少ない効率的な処理システム、資源化機能、普及啓発機能・情報発信機能の確保)	環境への影響物質の排出を可能な限り低減するとともに、安全で効率の高いエネルギー回収等により環境負荷の低減が可能となる次期中間処理システムを検討・整備する。資源化機能については、周辺住民にこれまで以上の負担をかけることのないよう検討する。普及啓発活動・情報発信機能については併設を検討するが、一方で繁華街等での整備についても検討する。	・新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画における基本仕様(炉の規模を縮小、排ガスの乾式処理、白煙防止設備の不設置など)に則り、また、新施設のエネルギー供給方針に則って、周辺公共施設へのエネルギーの安定的な供給と災害時にも供給できるシステムの導入など、環境に配慮した施設づくりとして、事業者を決定し工事に着手した。普及啓発活動・情報発信機能として、現施設の事務所棟、プラットホームを残し再利用する。	・工事棟はH29年稼働予定。 普及啓発活動・情報発信機能施設はH31年度開館予定。
8)	ごみ等のバイオマスの減量・資源化の推進、エネルギー化の検討	①生ごみ・剪定枝・落ち葉等バイオマスの資源化・エネルギー化の検討(焼却以外の処理方法の検討、堆肥等の有効利用先の確保)	クリーンセンターに搬入される可燃ごみのうちの厨芥類、剪定枝・落ち葉等バイオマス系のごみについて、堆肥化、飼料化、メタン発酵、エタノール発酵などの焼却処理以外の処理方法について検討する。また、一般家庭の生ごみ処理および、公共施設等に設置している生ごみ処理機について、運用を継続していくため処理生成物である堆肥等の有効な利用先の確保に努める。	・剪定枝・落ち葉等については堆肥化処理をしており、H25年度には339tを資源化(うち家庭系249t)した。 ・平成22～23年に府中市・調布市と生ごみ資源化施設の共同研究を行ったが、コスト等の問題があり実現には至らなかった。	・新施設において、バイオマス系処理施設については敷地が狭小なため、設置できない。今のところ、バイオマス系処理施設はコスト面から実現性はない。今後の社会情勢や周辺自治体の動き等、情報収集を行う。
9)	資源化・エネルギー化施設整備の検討	①時期中間処理施設整備に向けた資源化・エネルギー化施設整備の検討	資源化施設を保有していない本市において、次期中間処理システム整備にあたり、資源化施設・エネルギー化施設整備の可否についても検討を行う。	・新施設において、新たな資源化施設については敷地が狭小なため、設置できない。エネルギー化施設整備については7)のとおり、整備を行う。	・エネルギー化施設整備として、工事棟はH29年稼働予定。